

北海道告示第 10830 号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 40 条の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人を次のとおり指定した。

令和 2 年（2020 年）6 月 24 日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 申請年月日
令和 2 年（2020 年）5 月 30 日
- 2 法人の名称
株式会社 AIMS
- 3 代表者職・氏名
代表取締役 山崎 諭
- 4 主たる事務所の所在地
旭川市大町 1 条 11 丁目 181-201
- 5 実施する支援業務
相談窓口の設置等入居前の支援
生活に困窮している人に対する居住支援
生活に困窮している外国人に対する居住支援
定期的または随時の訪問等による見守りサポート等入居中の居住支援
家財・遺品整理・不用品の処分等死亡・退去時の支援
- 6 支援業務を行おうとする事務所の所在地
旭川市大町 1 条 11 丁目 181-201
- 7 支援業務を開始しようとする年月日
北海道が指定した日
- 8 指定年月日
令和 2 年（2020 年）年 6 月 24 日
- 9 指定番号
北海道指定第 21 号